



経営トップの皆さまへ！ 次世代育成支援対策推進法



平成23年4月1日

常時101人以上の労働者を雇用する企業の「一般事業主行動計画」

義務化されました！！


次世代育成支援対策推進法は少子化対策に社会全体で取り組む法律です。



今、企業の経営戦略は、次世代労働力の確保を見据えた
“我が社の社員の両立支援環境の整備”です。

あなたの会社にベストな行動計画の策定と、お早めの届出をお願いします。
(※策定された行動計画は、公表及び社員への周知を行う必要があります。)

また、常時100人以下の労働者を雇用する企業の積極的な策定・届出をお待ちしています。

広島労働局ホームページ 
 クリック

▶ 事業主の皆様へ

[[少子化対策](#)]



義務化適用時期

	平成23年3月31日まで	平成23年4月1日以降
301人以上企業	義務	義務
101人以上300人以下企業	努力義務	義務
100人以下企業		努力義務

広島労働局雇用均等室では、専門の指導員による行動計画策定のためのアドバイスを行っております。

ぜひ、お気軽にご相談ください。



次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出等のご相談、ならびに行動計画策定の届出は

広島労働局 雇用均等室

〒730-8538

広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館5F

電話 082-221-9247 まで



勝田労働局長と話そう！

平成22年度広島労働局「子ども参観日」